

縄文をテーマとした市内周遊ルート構築業務委託  
簡易評価型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

縄文をテーマとした市内周遊ルート構築業務委託

2 業務の目的

長岡市は、縄文文化を代表する文化資源である火焰土器が初めて出土された地であり、市内には馬高縄文館や新潟県立歴史博物館など、縄文関連施設も充実している。しかし、これまで「縄文」（縄文文化や火焰土器）を観光誘客策として活用した事例が少ないことに加え、現状として縄文だけでは誘客力が弱いことも否めない。縄文と、そのほかの当市が誇る観光コンテンツ（花火・日本酒等の醸造文化・錦鯉・自然・温泉等）を有機的に結びつけることで当市全体の観光的魅力を高め、滞在時間の拡大も期待できることから、今回、縄文をテーマとした市内の周遊ルートを構築し、国内のみならず、主に欧米豪圏をターゲットとした海外からの観光客も含めた誘客を目指す。

なお、本業務は「令和2年度長岡市日本博」の1事業として実施される。

※ 日本博

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、文化庁が中心となり関係府省庁、地方公共団体、民間団体等が連携して、各地域が誇る文化観光資源を体系的に創成・展開し、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図る大型国家プロジェクト。

3 業務内容

別紙「縄文をテーマとした周遊ルート構築業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税を滞納していないこと。
- (9) 長岡市内に本店又は支店等の拠点を有すること。

5 業務期間

契約締結日から令和3年2月26日（金曜日）まで

6 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、ヒアリングについては、感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更又は中止する場合があります。

8 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」（1部）</li> <li>・ 様式2「誓約書」（1部）</li> <li>※ 本市の入札参加資格名簿に登録されていない場合のみ</li> <li>・ 様式3「業務実績確認書」（1部）</li> <li>・ 様式4「会社概要」（1部）</li> <li>・ 様式5「再委託先事業者調書」（1部）</li> <li>※ 業務実施において再委託先事業者がある場合のみ</li> <li>・ 納税証明書（一式） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）</li> <li>(2) 都道府県税に係る納税証明書 （都道府県税全体に未納がないことの証明書）</li> <li>(3) 市町村税に係る納税証明書 （市町村税全体に未納がないことの証明書）</li> </ul> </li> <li>※ 証明の発行機関において、税の未納がないことの証明書を発行していない場合は、直近1年又は1年度分についての納税証明書を添付すること。</li> </ul>
提出方法	持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）。また、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

提出先	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟3階 長岡市地方創生推進部 政策企画課 電話：0258-39-2204 FAX：0258-39-2272 e-mail：info@city.nagaoka.lg.jp
提出可能時間	平日の午前9時から午後4時まで
提出期限	令和2年11月2日（月曜日）午後4時まで

## 9 質問書の受付及び回答

参加表明書兼誓約書を提出した者は、以下により質問することができる。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び指定の提出方法以外での質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式6「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（1部）
提出方法	電子メールで提出すること。 ※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
提出先	長岡市地方創生推進部 政策企画課 e-mail：info@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	参加表明書兼誓約書を提出した日から令和2年11月5日（木曜日）午後4時まで
質問の回答	参加表明書兼誓約書を提出したもの全員に、令和2年11月9日（月曜日）までに質問者名を伏して電子メールにより送付する。

## 10 参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

参加表明書兼誓約書提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は、以下により辞退することができる。

提出書類	様式7「簡易評価型プロポーザル参加辞退届」（1部）
提出方法	持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）。また、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟3階 長岡市地方創生推進部 政策企画課 電話：0258-39-2204 FAX：0258-39-2272 e-mail：info@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	参加表明書兼誓約書を提出した日から令和2年11月13日（金曜日）午後4時まで

## 11 提案書の提出について

参加表明書兼誓約書を提出したものは、次のとおり提案書を提出すること。

提出書類	すべて、正本1部及び副本（正本の写し）10部。 また、電子データ（PDFフォーマット）をCD-R又はDVD-R等に保存したもの1部。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式8「提案書表紙」</li> <li>・ 様式4「会社概要」</li> <li>・ 様式5「再委託先事業者調書」</li> <li>※ 業務実施において再委託先事業者がある場合のみ</li> <li>・ 任意様式「提案書」（A4片面10ページ以内）</li> <li>・ 様式9「提案見積書」</li> </ul>
提出方法	持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）。また、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟3階 長岡市地方創生推進部 政策企画課 電話：0258-39-2204 FAX：0258-39-2272 e-mail：info@city.nagaoka.lg.jp
提出可能時間	平日の午前9時から午後4時まで
提出期限	令和2年11月16日（月曜日）午後4時まで

## 12 提案書に求める事項

### （1）提案書作成上の基本的事項

ア 提案書及び関係書類は、13「提出書類」に記載の順に並べ、インデックスラベルを付すこと。（A4サイズ、片面印刷、左又は上綴じ。）

イ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ウ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、既定の様式を使用すること。

エ 本プロポーザルは「縄文をテーマとした市内周遊ルート構築業務委託」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、提案書に記載された内容を踏まえ、本市と協議の上、決定するものとする。

### （2）提案書の項目

下記事項について、資料を作成すること。

ア 様式8「提案書表紙」

必要事項を記載の上、必ず代表者員を押印すること。

イ 様式4「会社概要」

参加者の会社概要を記載すること。

ウ 様式5「再委託先事業者調書」(※ 業務実施において再委託先事業者がある場合のみ)

再委託先事業者の概要を記載すること。

エ 任意様式「提案書」

10 ページを上限とし、提案に当たっては、別紙の仕様書等を踏まえ、以下の内容について留意すること。

(ア) 周遊ルート構築に係る考え方

観光誘客としての縄文の活用方法や、当市の観光資源についての貴社の考え方を明記し、ルート造成に至るプロセスや、ターゲットとする欧米豪に効果的なテーマを明確にすること。また、周遊ルートパンフレットの仕様案と欧米豪に対する情報発信についての具体案も記載すること。

(イ) 実施体制

本業務の実施体制、業務分担、責任者及び担当者について記載すること。責任者及び担当者については、氏名、経歴、過去の実績等について記載すること。

また、委託者と受託者の役割を明確にすること。

(ウ) 実施スケジュール (案)

本業務の実施スケジュール (案) について記載すること。

(エ) 貴社のアピールポイント

貴社の強み、過去の実績などを記載すること。

オ 様式9「提案見積書」

消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、見積額の算出根拠として、具体的な内容とその経費(千円単位)を記載した見積明細書(様式任意)を添付すること。

(3) 提案書等の提案条件および留意事項

ア 参加者は、本書及び関連書類に記載されている一切の内容について同意したものとみなす。

イ 参加者は、提案書の内容及び決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。

ウ 提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受付することとする。

エ 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出は認めない。

オ 提案書等の提出は、1参加者あたり1提案のみとする。

カ 提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できない。

キ 提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。

- ・ 提案書等の作成要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

ク 提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。

ケ 提出された提案書等の内容について、本市から問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

### 13 ヒアリングの実施

提案書等の内容を確認するため、次のとおりヒアリングを実施する。

#### (1) 日程 (予定)

令和2年11月19日 (木曜日)

#### (2) 会場

まちなかキャンパス長岡 (長岡市大手通2丁目6 フェニックス大手イースト)

#### (3) 実施方法

ア 開始前準備…5分

イ プレゼンテーション…20分※1

ウ 質疑応答…10分程度※2

エ 審査終了後片付け作業…5分

※1 各設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。

※2 企画提案書等を提出した参加者数に応じて質疑応答の時間は変動する可能性がある。

#### (4) その他

ア ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターは、本業務を担当する者が行うものとする。

イ 上記担当者は、原則、契約を継続している間、本業務を担当することとする。

ウ ヒアリングの時間等詳細は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、申込み順とする。

エ ヒアリングは提案書の他、PC (スクリーン) を使用した説明も認める。ただし、提案書説明の際の補足説明に使用するものであり、期日までに提出した提案書以外の当日の配布資料は認めない。

オ ヒアリングの実施及び実施方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更又は中止する場合がある。

### 14 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者であり、かつ、ヒアリングの参加者である者で、次の要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者 (優先交渉権者) 及び次点者を決定する。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。

#### 15 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

#### 16 契約

##### (1) 提案内容の再確認・協議

優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとする。

このとき、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の者と再確認を行うこととする。また、優先交渉権者が契約日までの間に失格となった場合においても、次点の者と契約に向けた協議を行うものとする。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行う。ただし、優先交渉権者の都合により提案内容を契約に反映することができない場合、又は個別協議が整わなかった場合には、次点の者との協議を開始する。

協議が整った業者を、契約を予定する契約候補者とする。

##### (2) 契約予定額

契約を予定する額は、提案見積書に記載された額をもとに、契約に向けた協議の中で決定することとする。

#### 17 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。